第 491 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和7年9月8日(月)

岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

定刻となりました。

本日は御多用のところ、また残暑厳しい中、第 491 回 岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げ ます。

本日は使用者側代表の竹中委員が欠席です。

委員15名のうち、公益委員5名、労働者代表委員5名、 使用者代表委員4名の計14名が出席され、全委員の3分の2以上の出席となっており、最低賃金審議会令第5条 2項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立し ておりますことを御報告いたします。

中家室長

また、本審議会は公開審議としており、4名の方が傍聴されています。

なお、本日岐阜労働局長の原田は別の業務のため欠席 させていただきます。労働基準部長の上田が代理を務め させていただくことを御了承願います。

それでは、議事に入る前に、地域別最低賃金の全国の改定状況についてですが、資料 8 (25 ページ) のとおりです。

それでは、ここからは会長に進行をお願いします。

これより第 491 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。

それでは議事に入ります。

栗山会長

議題1「岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について」です。

異議申出の状況について、事務局から説明をお願いします。

安藤 室長補佐

8月21日に開催した第490回岐阜地方最低賃金審議会において、岐阜県最低賃金の改正決定について答申をい

	ただき、同日「最低賃金審議会の意見に関する異議の申	
	出」に係る公示をいたしましたところ、岐阜県労働組合総	
	連合、生協労連コープぎふ労働組合並びに岐阜県医療・福	
	社労働組合連合会からそれぞれ異議申出書が提出されま	
	したので、順に読み上げます。	
	ます資料 1(1ページ) 岐阜県労働組合総連合から	
	です。	
	(資料 1を朗読)	
	次に資料 2(3ページ)生協労連コープぎふ労働組	
	合からです。	
	(資料 2を朗読)	
	続いて資料 3 (7ページ) 岐阜県医療・福祉労働組 今連合会からです。	
	合連合会からです	
	(資料 3を朗読)	
	以上です。	
	ただ今、事務局からの説明のとおり、8月21日付けの	
栗山会長 	当審議会における答申について異議申出がありましたの	
	で、その対応について諮問を受けることとします。	
	(会長、上田労働基準部長、会場中央へ移動)	
ᆫᇚᆇᄹ	諮問いたします。	
上田労働 財業部長	(諮問文を朗読し、栗山会長に諮問文を手渡す。)	
基準部長 	よろしくお願いします。	
	(会長、上田労働基準部長、席へ戻る。)	
事務局	(諮問文の写しを配布)	
	それでは、今回の異議申出について、委員の皆様から御	
栗山会長	意見をいただきたいと思います。	
	まず、労働者側委員からお願いします。	
	はい、今回の異議申出の内容につきましては真摯に受	
栗本委員	け止めさせていただきたいと思います。しかしながら、今	
	回の答申の結果につきましては、専門部会並びに審議会	
	で真摯に検討した結果だと思っております。今回異議申	

	出がありましたけれども、再審議の必要はないと思いま す。
栗山会長	続きまして、使用者側委員の御意見を伺います。
澤村委員	はい、異議申出書の内容については真摯に受け止めさせていただきます。しかし、審議会においては真摯に議論を尽くし検討させていただいた結果でありますので、再審議の必要はないと考えます。以上です。
栗山会長	ただ今、労使双方から御意見をお伺いしましたが、先の答申を変更すべきとの意見はありませんでした。 従って、「8月21日付け答申のとおり。」ということでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	異議が無いということですので、「8月 21 日付け答申 のとおり。」といたします。 事務局で答申案を準備してください。
事務局	(答申案を準備し配布)
栗山会長	答申案を読み上げてください。
安藤 室長補佐	では読み上げます。 (答申案朗読)
栗山会長	この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	ただ今読み上げられました案のとおり答申することで よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	異議がないということですので、答申案のとおり決定 し、答申いたします。
事務局	(答申文を会長に手渡す)

	(会長、局長が会場の中央へ進む)
栗山会長	それでは、答申します。
	(会長から労働基準部長に答申文を手渡す)
	(会長、労働基準部長、席に戻る)
上田労働基準部長	ただ今答申をいただきましたので、一言御礼を申し上 げます。
	委員の皆様方には、お忙しい中御審議いただき、誠にありがとうございました。
	直ちに改正決定の手続に入り、周知徹底と履行確保に 万全を期したいと考えております。
	ありがとうございました。
栗山会長	それでは、議事を続けます。 議題2「岐阜県最低賃金の改正決定に伴う中小企業・ 小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する 政府への要望(建議)(案)」について」です。
	事務局から説明してください。
中家室長	8月21日に開催されました第490回岐阜地方最低賃金審議会において、最低賃金額の改正に伴い、中小企業・小規模事業者の賃金引上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望を審議会として提言していくべきとの御意見があり、最低賃金法第21条の規定に基づき、岐阜地方最低賃金審議会から岐阜労働局長への「建議」を行う方向で進めるとの決議がなされましたので、事務局で素案を作成し、本審議会前に各側委員の皆様に事前に説明をさせていただいた上で提案した次第です。 資料 4(11ページ)「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望(建議)(案)」を御覧ください。要望事項の10項目につきましては、資料 5(17ページ)、中央最低賃金審議会における本年8月4日付けの

	1
	「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答
	申)」記 4 から 13 までの 10 項目の要望と同一としていま
	す。
	それでは読み上げます。
	(資料 4を朗読。)
	「岐阜県最低賃金の改正決定に伴う中小企業・小規模
	事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府へ
栗山会長	の要望について(建議)(案)」に関して御意見をお伺いし
	ます。
	まず、労働者側委員から御意見をお願いします。
	この件につきましては、労働者側としても同様に思っ
	ておりますので、特に異議はございません。
栗本委員	あと、1点御質問させていただきます。この建議に関し
	て政府から何かしら回答はあるのかないのか、よろしく
	お願いします。
栗山会長	ただ今の質問につきまして、事務局からお願いします。
	例年建議を本省に提出させていただいておりますが、
中家室長	特に回答というものはございません。
	よろしいでしょうか。
栗山会長	では、使用者側委員はいかがでしょうか。
	昨年度に続きまして、こうした形により事務局で取り
	まとめをされたことにつきましては、まずもって感謝を
	申し上げます。
	建議事項につきましては、賃上げに向けた労使共通の
	課題であると認識しております。特に県内の厳しい状況
大脇委員	にあります中小企業、小規模事業者の賃上げ実現に向け
	まして、こうした形で提言をできるということは、審議会
	として一定の責任を果たせたものではないかと感じてお
	じて一定の質性を来たせたものではないかと感じてお リます。来年度以降も労使が賃上げ実現に向けた課題解
	決のために、提言を審議会としても精査していくことは、
	必要であると考えております。以上です。

ありがとうございました。 ただ今、労使とも中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた政府への要望を岐阜労働局長に建議することに 賛成をいただいたところですが、公益側としても意見を 述べさせていただきます。 今年度も本審はじめ専門部会の場で労使委員の皆様に は積極的、建設的な御意見をいただいて御審議いただき まして、結論が出たわけでございますが、その中で使用者 側委員の皆様からは、このような支援策の充実の必要性 について、大変強い要望が出されたということで理解し ているところでございます。 また、労働者側委員の皆様からも、このような支援策の 積極的な活用の必要性につきましての御意見があったと
いうことで理解をしているところでございます。 このような御意見を踏まえ、また先ほどからの御意見 をいただきました公益の立場といたしましても、今回の 建議につきましては積極的に進めさせていただきたいと
いうように考えております。 それでは、公労使三者の合意が得られましたので、建議
書(案)により建議を行うことについて決定してよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、案文のとおり建議することといたします。 事務局で建議文を用意してください。
(建議文を用意し、会長に渡す。)
栗山会長、上田労働基準部長会場中央へ移動。)
建議いたします。 (建議文を上田労働基準部長に手渡す。)
頂戴いたします。

	(栗山会長、上田労働基準部長自席へ戻る。)
上田労働	ただ今、建議を受け取りましたので、要望事項につきま
基準部長	しては政府に伝えてまいります。よろしくお願いします。
	それではよろしくお願いします。
	次の議題に移ります。
栗山会長	議題3「特定最低賃金専門部会の議事公開について」
	です。
	事務局から説明をお願いします。
	8月21日に開催されました第490回岐阜地方最低賃金
	審議会において、岐阜労働局長から自動車・同附属品製造
	業最低賃金の改正決定に係る諮問を受けたことに伴い、
	専門部会の設置が決定されました。
	そのことに関し、特定最低賃金専門部会の議事公開に
	ついては、本年5月13日に開催された第487回岐阜地方
	最低賃金審議会において確認していただいております
	が、資料 6 (21 ページ) 「岐阜地方最低賃金審議会特定
	最低賃金専門部会運営規程(案)」に基づき、公開範囲を
	決めており、公労使三者が集まって議論を行う場につい
	ては傍聴人を入れ、議事を公開しているところですが、公
中家室長	労・公使の二者協議に関しては、「公開が率直な意見の交
	換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
	がある場合」に該当するとの部会長判断により非公開と
	しています。
	また、議事録については、公労使三者が集まって議論を
	行う場についてホームページ掲載により公開しておりま
	す。
	今年度は「自動車・同附属品製造業」に係る専門部会を
	設置し、最低賃金改正の審議をしていただくこととなり
	ましたので、議事並びに議事録の公開の範囲について改
	めて御確認いただきますようお願いします。
	以上となります。

栗山会長	ありがとうございました。それでは、ただ今事務局から 説明のありました、今年度の特定最低賃金専門部会の議 事並びに議事録の公開の範囲について御意見をお伺いい たします。 労働者側委員はいかがでしょうか。
栗本委員	異議ございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
栗山会長	ただ今、労使双方から、昨年度と同様に公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開するとの御意見をいただきましたので、改めて確認とさせていただきたいと思います。 なお、本件については、改めて専門部会において決定していただくこととなります。労使双方の委員の皆様、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	それでは次の議題に移ります。 議題4「その他」 についてです。 事務局から何かありますか。
中家室長	はい、資料 7 (23ページ)を御覧ください。 「最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について」です。 このことは本年 5 月 13 日開催の第 487 回岐阜地方最低賃金審議会で確認いただいておりますが、今回の提案はこのホームページ掲載に係る文書について、アンダーラインを付した部分を追加したいという提案です。 まず、ホームページ掲載期間を明らかにしました。この作成年度の翌年度から 10 年間とした部分を加えさせてい

	ただきたいと思います。この 10 年間という期間は長いと思われるかもしれませんが、文書管理規則で決まっている期間になります。 もう1点、「上記1から4の審議会等の議事録作成に時間を要する場合は、審議会等の終了後2週間以内に議事要旨をホームページに掲載する。」という部分になります。議事録作成までに現状2か月程度要しております。そのため、なるべく早く県民に会議内容を周知する目的で、
	「議事要旨」をホームページに掲載するというものです。 この 2 点の改正を提案いたします。
栗山会長	ありがとうございました。 ただ今の事務局提案について、御意見ありますでしょ うか。労働者側委員、いかがでしょうか。
栗本委員	異議ございません。
栗山会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
川本委員	1点確認します。早期の議事要旨公開については賛成ですが、詳細議事が出来たときには、それが議事要旨にとって代わるのか、並行して掲示が進むということなのか、それとも詳細議事についてはやめてしまうということなのか、そこのところを確認したいのですが。
中家室長	あくまでも議事録ができるまでの間のつなぎで掲載す るというように考えております。
川本委員	議事録がなくなるということはないのですか。
中家室長	議事録ができるまでの間のつなぎということですので、議事録が出来次第、議事要旨はホームページから消えるというように考えております。
栗山会長	よろしいでしょうか。 双方御異議がないということでしたので、事務局提案 のとおりとします。

	その他、事務局何かありますか。
中家室長	はい、連絡事項があります。 岐阜県最低賃金の改正に係る連絡です。 答申に向けた今後の日程について説明いたします。本日、「8月21日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。」との答申をいただきましたので、9月18日に官報公示、10月18日に改正発効ということで手続を進めます。 最後に報告です。 岐阜県最低賃金改正に係る答申書に添付する「公益委員見解」につきまして、会長の決裁をいただき、9月1日にホームページに掲載させていただきました。 以上となります。
栗山会長	それでは、最後に各側委員の方から何かありますでしょうか。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
栗山会長	使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
栗山会長	ありがとうございました。 本日の審議会はこれをもちまして閉会といたします。 次回の審議会は 10 月 23 日 (木曜日)午前 10 時からこ の会場で開催を予定しています。 本日はありがとうございました。